

宮崎県立宮崎西高等学校・宮崎西高等学校附属中学校いじめ防止基本方針

<令和2年度版>

宮崎県立宮崎西高等学校
宮崎西高等学校附属中学校作成

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「県立宮崎西高等学校・宮崎西高等学校附属中学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

もくじ

第1	いじめ防止のための基本的事項	
1	いじめの定義	2
2	目指す生徒像	2
3	いじめ防止の誓い	2
4	いじめ防止のための組織	2
第2	いじめ防止・早期発見、いじめに対する措置に関する事項	
1	いじめ防止のための取組	3
2	いじめの早期発見のための取組	3
3	いじめに対する措置	3
	(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	3
	(2) 解決に向けた指導及び支援	3
	(3) 継続指導・経過観察	5
4	ネット上のいじめへの対応	5
第3	その他の留意事項	
1	関係機関との積極的な協力体制	5
2	重大事態への対処	6
3	校内研修の充実	6
4	地域や家庭との連携について	6
5	基本方針の点検・見直しと公表	6
6	いじめ相談	6
	(1) いじめ相談窓口	6
	(2) いじめ相談の方法	6

資料1～5

第1 いじめ防止のための基本的事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 目指す生徒像

- 自己を理解し、かけがえのない存在としてよりよく生きる生徒
- 他者を理解し、他者の人権を尊重しながら共に生きていく生徒
- 常に公正、公平な行動を取る生徒
- いじめは絶対に許さないという強い信念を持った生徒

3 いじめ防止の誓い

- いじめ防止のための心の教育を充実させます。
- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- 生徒・保護者・地域の方々・教職員が、いじめ防止のために一致協力して取り組みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

4 いじめ防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。
なお、同会は週1回の教育相談委員会が兼ねることとし、いじめ事案発生時は「いじめ不登校対策委員会」を緊急に開催することとします。

【構成員（通常）】

- 副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

【構成員（緊急時）】

- 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【緊急時の組織的対応】

- 資料5参照

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

第2 いじめ防止・早期発見、いじめに対する措置に関する事項

1 いじめ防止のための取組

○資料1参照

2 いじめの早期発見のための取組

○資料1、2、3、4参照

3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

○資料5参照

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

(2) 解決に向けた指導及び支援

○資料5参照

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます

- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめが解消しているかどうかを組織で判断します。
- いじめの解消している状態
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

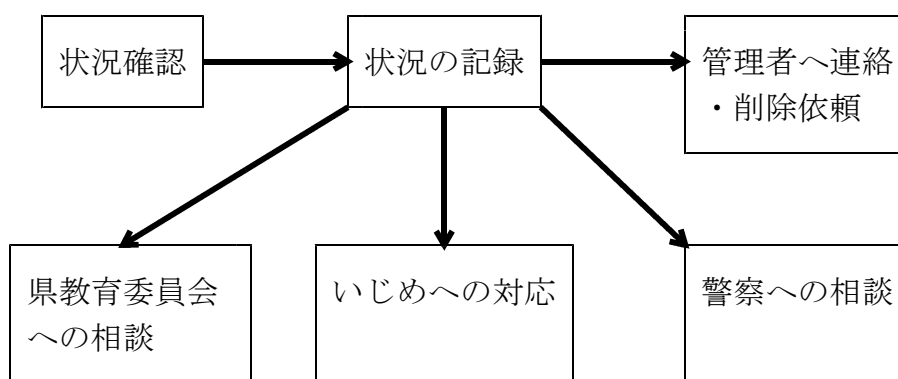
4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめの予防

- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。

(2) ネットいじめへの対応

- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

第3 その他の留意事項

1 関係機関との積極的な協力体制

- いじめを認知した場合は、積極的に関係機関やスクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家と協力します。
 - ① 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
 - ② 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携
 - ・スクールソーシャルワーカーの活用(県教育委員会への依頼)
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

2 重大事態への対処

○いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

○事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

3 校内研修の充実

○本校においては、本基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図り研鑽を積みみます。

4 地域や家庭との連携について

○より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進するとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

5 基本方針の点検・見直しと公表

○学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

○基本方針の見直しの際は、生徒・保護者の意見を取り入れます。

○基本方針は、本校のホームページ上で公表します。

6 いじめ相談

(1) いじめ相談窓口

○担任の先生だけでなく、先生であれば誰でも相談してください。教育相談室、保健室でも相談を受け付けています。

(2) いじめ相談の方法

○相談する場合は、直接の他、電話や手紙等でも受け付けます。本人だけでなく、保護者や友人からの相談でも構いません。

○秘密は厳守します。匿名での相談も受け付けます。